

## 令和6年度第1回鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日 時：令和6年11月14日（木） 午後1時30分から午後2時25分まで  
場 所：鎌ヶ谷市役所本庁舎6階 第2委員会室  
出席委員：川村委員、鈴木委員、今村委員、赤岩委員、宇野委員、石川委員、  
山田委員、石井委員、尾畠委員  
欠席委員：徳田会長、野村委員、斎藤委員、石井委員  
事務局：青木部長、高瀬課長、渡邊係長、安田係長、青柳係長、山下主査補、  
水谷主事、山崎主事補  
傍聴者：なし

### ○高瀬課長

定刻になりましたので、本日の国民健康保険運営協議会を開始させていただきます。

本日はお忙しい中、令和6年度第1回鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会へご参集いただき、ありがとうございます。

本日司会進行を務めさせていただきます、保険年金課長の高瀬と申します。  
よろしくお願ひいたします。

令和6年度は第1回目の開催でございますので、委員の皆様に自己紹介をお願いします。

公益代表の徳田会長、保険医代表の野村委員、被保険者代表の斎藤委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。

被保険者代表の石井委員におかれましては、午前中に別件がございますということで事前連絡をいただいております。まだいらっしゃっておりませんが、定刻でございますので、開始させていただきます。

また、本日ご出席いただいております、石川委員におかれましては、次の予定のため2時半での退席予定となりますので、あらかじめお伝えさせていただきます。

それでは順にお名前をお呼びいたしますので、自席にて自己紹介をお願いいたします。

ご発言される際には、お手元のマイクシステムの銀色のボタンを押していただいて発言いただき、また発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただくことで、マイクが解除されますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、公益代表で、会長代行を務めていただきます川村委員お願ひいたします。

### ○川村会長代行

川村と申します。社会福祉法人慶美会の特別養護老人ホーム清山荘で室長をしております。また同じ系列で鎌ヶ谷市内に特別養護老人ホーム慈祐苑がございまして、その法人から参りました。皆様よろしくお願ひ申し上げます。

### ○高瀬課長

次に、公益代表の鈴木委員お願ひいたします。

○鈴木委員

民生児童委員の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

次に、公益代表の今村委員お願ひいたします。

○今村委員

民生児童委員から出させていただいております今村と申します。

よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

次に、保険医代表の赤岩委員お願ひいたします。

○赤岩委員

赤岩と申します。よろしくお願いします。

○高瀬課長

次に、保険医代表の宇野委員お願ひいたします。

○宇野委員

市内で眼科をやっております。よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

次に、保険医代表の石川委員お願ひいたします。

○石川委員

鎌ヶ谷市医師会の石川です。石川整形外科をやっています。よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

次に、被保険者代表の山田委員お願ひいたします。

○山田委員

鎌ヶ谷で農業をやっています。山田です。よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

次に、被用者保険代表の尾畠委員お願ひします。

○尾畠委員

全国健康保険協会千葉支部の尾畠と申します。よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。部長ご挨拶お願いいたします。

○青木部長

市民生活部長の青木です。よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

保険年金課課長の高瀬と申しますよろしくお願ひいたします。

○渡邊係長

国民健康保険係長の渡邊と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○安田係長

保険料収納係長の安田と申します。本日はよろしくお願ひします。

○青柳係長

保健事業係長の青柳と申します。よろしくお願ひいたします。

○山下主査補

保険年金課国民健康保険係、山下と申します。よろしくお願ひいたします。

○水谷主事

保険年金課の国民健康保険係の水谷と申します。よろしくお願ひいたします。

○山崎主事補

保険年金課の国民健康保険係の山崎と申します。よろしくお願ひいたします。

○高瀬課長

以上で事務局職員の紹介を終わります。

開催に先立ちまして、市民生活部長よりご挨拶申し上げます。

○青木部長

皆さんこんにちは市民生活部の青木です。よろしくお願ひいたします。

本日は第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃より国民健康保険事業の運営に当たりまして、格別のご指導ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和6年度の国民健康保険事業におきましては、健康保険証の廃止が大きなトピックとなつてございます。

ご存知の通り、12月2日で保険証の新規発行が停止され、以降はマイナンバーカードの保険証利用登録状況に応じて、資格確認書または資格情報通知書が発行さ

れることとなっております。

厚生労働省においては、テレビコマーシャル等を用いて周知を行っておりますが、本市におきましても、新鎌ヶ谷駅前のデジタルサイネージや広報誌、自治会回覧等を活用して周知を進めており、12月2日以降も安心して医療機関を受診できるよう、移行準備を進めております。

マイナンバーカードの申請についても、非常に多くなっている状況がございます。

本日の議題ですが、一つ目は、令和5年度国民健康保険特別会計の決算状況でございます。

後程、事務局から詳しくご説明させていただきますが、平成30年度の都道府県広域化以降初めてとなる一般会計からの赤字繰入を実施しており、財政状況は極めて悪化しております。

また、議題2につきましては、令和7年度以降における国民健康保険料の料率についてでございまして、議題1でご説明させていただきます令和5年度の決算状況の悪化に伴い、ご提案をさせていただくものでございます。

最後、議題3健康保険証の廃止につきましては、冒頭でも申し上げました通り、令和6年12月2日以降健康保険証の新規発行が停止されることに伴う対応についてご説明させていただく予定でございまして、本日は以上の3件の報告となっております。

委員の皆様には貴重なご意見を頂戴できればと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

#### ○高瀬課長

部長は他の公務のため、恐れ入りますが、こちらで退席とさせていただきます。

#### ○青木部長

よろしくお願ひします。

#### ○高瀬課長

本日の会議は委員定数の2分の1以上の出席であり、鎌ヶ谷市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、会議が成立していることを申し添えます。

また、この運営協議会については原則公開としており、会議録につきましては後日公開いたします。

また、会議録の署名人につきましては、鎌ヶ谷市国民健康保険条例施行規則

第12条の規定により、会長が署名することとなっておりますが、本日代理でお務めいただることになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議事に移らせていただきます。

議事進行につきましては、鎌ヶ谷市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、徳田会長に議長をお願いするところではございますが、本日は欠席されているため、同規則第4条第4項の規定により、川村会長代行に議事進行をお願いしたいと思います。川村会長代行進行をお願いいたします。

## ○川村会長代行

それでは議題に入りたいと思います。

議題1、令和5年度国民健康保険特別会計の決算状況につきまして、事務局の方からご説明、よろしくお願ひ申し上げます。

## ○渡邊係長

事務局の渡邊と申します。

まず資料1、令和5年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計決算についてご説明させていただきます。

本日の資料につきましては事前にお配りすることができず、当日の配布となってしまい、申し訳ございませんでした。

お手元に配付させていただいております、令和5年度国民健康保険特別会計決算科目別をご覧いただきながら、お話をさせていただきます。

こちらは令和5年度の国民健康保険特別会計決算状況の報告でございます。

令和5年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額約102億4,098万円。

歳出総額約102億1,008万円であり、前年度と比較して収入で約2億2,850万円、歳出で約1億9,688万円とそれぞれ約2パーセントの減少となっております。

まず初めに、歳出の内容についてご説明をさせていただきます。

歳出欄の真ん中に記載されている「保険給付費」の欄がございます。こちらは病院等を受診した際の7割相当分である費用を市が負担するものである保険給付費になります。

こちらの保険給付費につきましては、被保険者の減少に伴い減少をしているものでございます。

次に、保険給付費の下の欄にございます、国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較して約1億6,359万円の増となっております。

こちらの国民健康保険事業費納付金でございますが、平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体が県へ移行したことに伴い、県へ納める納付金として、県が県内市町村の医療費水準や所得水準等から算出されたものでございます。

次に、その二つ下になります基金積立金でございますが、令和4年度につきましては、約2億5,000万円を財政調整基金に積み立てることができておりましたが、令和5年度に関しましては、収支の悪化に伴い、約6,000万円を積み立てるにとどまっております。

続いて、歳入について、大まかにご説明させていただきたいと思います。

まず左の歳入の一番上の項目、国民健康保険料でございますが、こちらに関しましては、予算額通りの収入額を確保できてはいるものの、前年度と比較して、約1億3,657万円の減となっており、こちらも被保険者数の減少によるものでございます。

次に、その二つ下、国庫支出金及び県支出金ですが、こちらは国等から交付される普通交付金及び特別交付金でございます。こちらに関しましても、被保険者数により算出されるものが多くなっていることから、減額となっております。

次に、繰入金の中の基金繰入金でございますが、こちらに関しましては、保険料収入で賄うことができない歳入不足を、積み立てている財政調整基金から繰り入れ

て活用しているものでございます。

こちらに関しましては、令和5年度は約2億9,000万円を基金から国民健康保険特別会計に繰り入れて歳入の不足を補っております。

最後に、網掛け部分の赤字繰入分と書かれているところでございますが、先ほど部長から冒頭でご挨拶申し上げました通り、一般会計から国民健康保険特別会計の収支状況が悪化したために繰り入れている額であり、こちらが赤字として一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れている額になります。

こちらに関しましては、今まで予算として計上していたものの、決算として結果的に赤字繰入を実施したことはございませんでした。令和5年度に初めて、一般会計からの赤字繰入ということで、約2億1,600万円を繰り入れしたものでございます。

最後に、右下の収支差引の部分につきましては、結果として3,000万円の黒字という形で表記がされておりますが、こちらに関しましては、先ほど申し上げました基金繰入金ですとか、一般会計からの赤字繰入金を充てたことによるものでございますので、これは本来、独立採算制、独立した運営をしなければならない特別会計の趣旨を逸脱していることから、今後は歳出の抑制、または歳入の増加等で是正をしなければならないものとなります。

以上で令和5年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計決算についての説明を終わります。

#### ○川村会長代行

ありがとうございました。

皆様、ご質問等いかがでしょうか。

歳出歳入で、なかなか難しい部分も細かくありますがご質問等ございましたらと思います。

なければ、举手でお認めいただけましたら举手をしていただければと思います。

皆さんよろしいでしょうか。

#### ○渡邊係長

ありがとうございました

#### ○川村会長代行

議題1につきましては、皆様举手がありましたので認められるという形になりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは2番目の議題でございます。

令和7年度以降における、国民健康保険料の料率につきまして、事務局の方からご説明の方よろしくお願ひします。

#### ○渡邊係長

続きまして議題2のご説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付させていただいております、国保財政の仕組みという資料の1ページからご覧いただければと思います。

先ほどの令和5年度の決算収支の悪化に伴う今後の対応について説明させていた

だきます。まず、国保財政の仕組みについて簡単にご説明をさせていただきます。

平成29年度以前の国民健康保険制度は、左側の改正前の欄にございますとおり、市が保険者となり、国民健康保険特別会計を設置し、収入の内訳としては、保険料収入や公費である国や県からの補助金等をもとに、被保険者が実際に医療機関を受診した際の7割相当分である保険給付費等を支出し、独立した運営を行っておりました。市単独で国民健康保険の財政を運営していたというイメージになります。

こちらが平成29年度以前のものになりますと、右側の改正後、点線の右側の改正後をご覧いただきますと、こちらが平成30年度から制度改正に伴い、県が保険者となるという改正がございました。

こちらにつきましては、県内市町村の中では、国民健康保険の被保険者が100人に満たないような市町村もあり、国保財政の運営が難しくなっていることから、法改正が行われたものになります。

こちらの考え方としましては、県も保険者となり、県全体でかかった医療費を各市で再分担するようなイメージとなります。

市は従前通り、7割相当分である保険給付費を支出しますが、その財源としましては保険料ではなく、県から保険給付費と同額の交付金が交付されることになり、その交付金で、賄うイメージでございます。

県から交付される交付金の財源は各市の保険料であり、その保険料を納付金という形で、県へまとめて納付し、その納付金を県が再分配して各市に交付金として支出するものでございます。

こちらの納付金は、1人当たりの医療費が、医療技術の進化に伴う高度化及び画期的な新薬の開発等による薬価の上昇等により、年々上昇しております。

そのため市が県へ納付する納付金につきましては、被保険者数が減少し保険料収入が減少しているにもかかわらず、横ばいないしは増加傾向にあり、各市の国保財政の収支状況が悪化している現状がございます。

続いて、資料2の2ページのグラフをご覧いただければと思います。

こちらは、被保険者数等の推移ということで、先ほどお話をさせていただきました通り、オレンジ色及び黄色の線で示させていただいている被保険者数及び保険料収入に関しましては、年々減少、下落しております。

しかし、緑色の線で示させていただいた納付金に関しましては、横ばい、やや増加傾向にあるという現状を表した表でございます。

こちらは見やすくするために2軸を用いたグラフですが、被保険者数は社会保険の適用拡大や、団塊の世代が75歳に全員到達したことによる被保険者数の減少に伴い、年々減少しており、それに伴い、保険料収入も減少しているものでございます。

しかし、県に納める納付金については、先ほども何回か申し上げましたとおり県全体にかかった医療費をもとに、各市の医療費水準や所得水準で分担し算定されることから横ばいかやや増加傾向にあるものでございます。

こちらの納付金に関しましては、保険料収入と、国からの交付金等を財源に納付するものではございますが、保険料収入に関しましては、被保険者数の減少に伴い、毎年約5パーセントの約1億円減少しているものでございます。

しかし納付金については1人当たりの医療費増加に伴い、毎年約29億円前後、横ばいで推移しております。

令和5年度に関しましては、令和3年度から令和4年度の被保険者の減少数が969人のところ、令和4年度から令和5年度に関しましては、1,286人と減少の幅も大きく、また、保険料収入額に関しましても、約1億3,700万円の減額となっております。

納付金に関しましては、令和3年度から令和4年度に関しましては、約4,100万円減少しておりますが、逆に令和4年度から令和5年度に関しましては、約1億6,400万円増加しているような状況でございます。

のことから、令和5年度、昨年度に関しましては、保険料収入の減少と納付金の増加を合わせまして、令和4年度と比較して約3億円弱の負担増という形になっております。

続いて資料2の3ページをご覧ください。こちらの基金残高の推移というグラフになります。いわゆる貯金額にあたる、国民健康保険財政調整基金の保有額について、示したものになります。

こちらの基金につきましては、毎年の決算で繰越金、いわゆる黒字分が発生した場合に、災害等で保険料収入が不足するなどといった場合に備えて積み立てを行っているものでございます。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響による営業自粛等で収入が減少した時代がございました。

しかし、社会情勢等をかんがみ、保険料率の引き上げを行わず、こちらの基金を活用し、歳入不足を補填することで、保険料率は、依然据え置いて参りました。

そのような背景もあり、残高が年々減少しており、とりわけ令和5年度につきましては、負担が急激に増加したことから、急激に基金の残高が減少しており、基金残高は約6,400万円という形になっております。

最後に、次の4ページの資料をご覧いただければと思います。こちらのグラフに関しましては、近隣市の状況と、県から県が示す納付金を納めるために必要となる保険料率である標準保険料率というものを示しております、そちらのご説明になります。

近隣市も同様の状況であることから、納付金の納付が困難となっており、定期的に保険料率の見直しを行っております。こちらの表の真ん中の部分、令和6年度の値上げ額の欄をご覧いただく通り、概ね東葛管内の市では値上げを実施している状況でございます。

また、平成28年度以降の改定状況という右側の欄に目を移していただきますと、平成28年度に鎌ヶ谷市及び流山市に関しましては、料率改定を行っておりますけれども、それ以降、一切保険料率は改定しておらず据え置いてきているという状況が見て取れるかと思います。

そのため、左下の鎌ヶ谷市を除く8市の平均との比較という表をご覧いただきますと、こちらに関しましては、調定額を被保険者数で割った1人当たりの保険料で比較させていただいておりますが、東葛飾地区で鎌ヶ谷市を除く8市の平均1人当たり保険料につきましては、10万7,127円となっているところ、鎌ヶ谷市におきましては9万3,144円であり、その平均との差額は1万3,983円、約1万4,000円となっております。

加えて、右下の県が示す標準保険料率との比較という欄に関しましても、県が示す納付金を納付するにあたって必要な保険料率、市はこの保険料率を設定するようについて示されている標準保険料率ですと、1人当たりで換算すると

12万9, 313円の料率を設定しなければいけないところ、鎌ヶ谷市に関しましては、保険料率を据え置いている状況から9万3, 144円であり、その差額に関しましては、3万6, 169円という形になっております。

加えてこちらの資料にはございませんが、歳出抑制につきましても、間接的に納付金の額に影響する保険給付費等の抑制を目的とし、医療費適正化事業も並行して実施しておりますことを申し添えます。

本市におきましては、以上のことから、平成28年度以降、1度も保険料率の改定を実施しておらず、基金を取り崩し、一般会計からの赤字繰入で対応しております。

しかし、基金の残高が枯渇てしまっていること、また、一般会計から国民健康保険特別会計に赤字繰入を行うことは、国民健康保険の被保険者以外の方の市民の方の税金を使用することにもなり、社会保険の方にも実質的に国民健康保険の保険料を負担する形になるなど望ましい状況ではございません。

また、被保険者数は減少し保険料収入が減少する中で、1人当たりの医療費に関しましては増加していることから、今後引き続き安定した国民健康保険事業の運営を行うにあたり、当市の国民健康保険の保険料率についても引き上げを検討する必要があるものと認識しております。

今後検討を重ねまして、次回開催させていただく運営協議会において、具体的な料率改正の案についてお諮りをさせていただければと考えております。

議題2の説明に関しては以上となります。

#### ○川村会長代行

ありがとうございました。

皆様の方からご質問等ございませんでしょうか。

#### ○石川委員

なぜ、今までこんなに保険料を上げてこなかったのでしょうか。

他の市に比べて全然上げていなくて、もう何年か前にこういう議論が出てもおかしくないのではと素人は思います。

#### ○川村会長代行

それはどうしてでしょうか。

#### ○渡邊係長

保険料率の見直しの検討につきましては毎年行っておりました。しかし、まだ基金の残高があることから、基金を優先的に活用して保険料率の抑制をし、保険料率を引き上げず据え置いていたという現状でございます。

また、新型コロナウイルス感染症の時期に関しましては、基金が枯渇するような予測もありましたが、営業自粛等で収入が減少している社会情勢を踏まえ、保険料率を上げるのは、適当ではないということで据え置いてきた状況でございます。

#### ○川村会長代行

それ以外にご質問いかがでしょうか。

ないようであれば先ほど同様、今の議題につきまして、特に異議がなければ皆さん挙手でお願いいたします。

皆さん手が挙がりましたので、お認めいただいたということありがとうございました。

それでは次の議題に移らせていただきます。

次は健康保険証の新規発行の停止についてということでございます。こちらも事務局の方からご説明の方よろしくお願ひいたします。

### ○山崎主事補

それでは保険証の廃止についてご説明いたします。

令和6年12月2日以降、国の通知により、現行の保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等で診療を受けていただく際は、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行していくこととなります。

まずは資料の3、資料3の1ページをご覧ください。

オンライン資格確認等は医療機関に受診した際に、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、医療保険者等から提供された被保険者の記号番号等をオンラインで突合を行い、資格情報の確認を行うことです。オンライン資格確認の導入により、医療機関、薬局の窓口で、直近の資格情報等が確認できるようになり、過誤請求等による事務コストが削減できます。

マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことで、限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

また、医療機関や薬局において、特定健診等の情報や診療薬剤情報を閲覧できるようになり、よりよい医療を受けられる環境となります。

続いて資料3の2ページをご覧ください。

まずは保険証の新規発行の停止となる代わりに被保険者に交付する内容をご説明いたします。令和6年12月2日以降、新規加入、再交付または被保険者情報に変更がある場合は保険証の代わりに、資格確認書または資格情報通知書のどちらか一方を交付いたします。

資格確認書は、主にマイナ保険証をお持ちでない方に交付するもので、形はカード型で、医療機関の窓口に掲示することで、従来の保険証と同様に医療を受けることができます。原則本人の申請に基づき交付するのですが、国の通知により、当面の間は、申請によらず市が状況を確認し、交付することとなっています。

なお要配慮者等、前の保険証を使用して病院受診することが困難な方には、申請により資格確認書を交付する予定です。

資格情報通知書はマイナ保険証をお持ちの方がご自身の健康保険の加入情報を簡単に把握できるよう、健康保険に新たに加入した際や、70歳以上の方の負担割合に変更が生じたときに交付されるものです。

病院や薬局のカードリーダーが不具合等を起こし、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合や、一部のオンライン資格システムを導入していない医療機関を受診する場合に、マイナ保険証とあわせて、窓口で掲示することで受診することができます。

続いて、資料3の3ページをご覧ください。

次に、現在の短期被保険者証と資格者証明書についてご説明いたします。

保険料を長期滞納していた場合、通常の被保険者証ではなく、有効期限が短くな

っている短期被保険者証を交付しておりました。国の通知により保険証が廃止となるとともに、短期被保険者証の仕組みも廃止され短期被保険者証の該当の方は、令和6年度の国民健康保険被保険者証の更新時には、一般の方と同じ保険証が交付されています。

資格証明書については一定の期間滞納し、納付相談等に応じない場合などに交付されるもので、医療機関を受診する際、医療費全額を支払うことになります。

資格証明書についても、短期被保険者証と同様に廃止になり、代わりに特別療養費制度に変わることとなります。特別療養費制度は、被保険者が納付相談等もせず、悪質な長期滞納を続ける場合に適用することとなります。

特別療養費制度となった場合、オンライン資格確認でもその旨が表示され、保険証等を保有していない方の資格確認書には一般の人の資格確認書とは異なり、資格確認書の表面に特別療養費と記載されます。

今後、滞納のある方は、督促状や催告状等を隨時通知し、納付相談の機会を設けることで、特別療養費に切り替わる方が発生しないよう努めて参ります。

続いて資料3の4ページをご覧ください。

次にお持ちの保険証の有効期限についてご説明いたします。改正法の経過措置により、最長1年間、現行の保険証を交付できることとなっておりますが、鎌ヶ谷市では、毎年所得を確認し、8月に更新を行っていることから、現在交付している保険証については、最大で令和7年7月31日までの有効期限で保険証を交付しております。

そのため、現在有効な保険証をお持ちの方には、保険証が廃止となる12月2日の時点では、資格確認書資格情報通知書の発行は行わず、現在の保険証またはマイナ保険証により病院を受診していただくこととなります。

今後、令和7年度の一斉更新においては、市がマイナ保険証の保有状況を確認し、被保険者からの申請によらず、資格確認書または資格情報通知書のどちらかを、7月中に交付いたします。資格確認書については、保険証と同様に有効期限を1年とし、毎年7月31日で一斉更新し、交付対象者には資格確認書の有効期限が切れる前までに交付いたします。

資格情報通知書については、70歳以上の方は、負担割合を変更することが多いため、有効期限を1年とし、毎年一斉更新にて交付します。70歳未満の方は、資格情報に変更がない場合が多いため、令和7年度に一斉交付する資格情報通知書に有効期限を設けず経年で使用していただく予定です。

なお、今年度、保険証を更新した69歳の方については、70歳時点で、高齢受給者証を兼ねた保険証を交付するため、保険証の有効期限が70歳になる月末までとなっております。

そのため、12月2日以降に保険証の有効期限が切れる方には、資格確認書または資格情報通知書を適切な時期に交付いたします。

続いて資料3の5ページをご覧ください。

次に、マイナ保険証の利用登録解除について説明いたします。

令和6年10月28日から、国の通知により、マイナ保険証の利用登録を申請により解除することが可能となりました。受付は各保険者の窓口で行います。

国民健康保険被保険者の方は、保険年金課窓口で所定の申請書を記載いただきます。オンライン資格確認にて解除登録がされる時期は、受付の翌月末にマイナ保険証の利用登録が解除される予定ですが、システムの登録日によっては翌々月末とな

る場合もあります。

解除申請をした際に有効な保険証をお持ちでない方には、窓口で保険証または資格確認書を交付する予定です。

続いて資料の6ページ、7ページをご覧ください。

最後に、前の保険証の周知方法についてご説明いたします。

周知方法として、主に広報、ホームページ、デジタルサイネージにて周知を行っております。

広報では、資料の通り、11月1日号に、保険証が発行しなくなることを記載、掲載いたしました。2回目として12月1日号にも再度掲載する予定です。

ホームページでは、資格確認書、資格情報通知書についてなど、より具体的な内容を掲載しております。市民課前のデジタルサイネージでは、11月からマイナ保険証のメリットについての動画を、国作成の動画を放映し周知しております。また、11月25日には自治会回覧で、保険証廃止やマイナ保険証について、市民の方に周知を行います。今後は駅前のデジタルサイネージにおいても、12月から前の保険証のメリットについての動画を放映する予定です。

以上で、保険証廃止についての説明を終わります。

#### ○川村会長代行

ありがとうございました。

皆様ご意見いかがでしょう。ご質問ございますか。

もしご報告の中で問題がないようであれば挙手でお願いいたします。

第3の報告については、特に問題なかったということで、よろしくお願ひいたします。

それでは次に議題4でその他ということになります。

#### ○渡邊係長

事務局からその他ということで、1点だけお知らせをさせていただきたいと思います。次第にも記載させていただいた通り、次回開催予定のご案内になります。

次回の第2回の国民健康保険運営協議会に関しましては、令和7年2月6日木曜日の午後1時30分からを予定しております。

また改めて通知等はお送りさせていただく形になりますが、ご承知おきいただければと思います。

#### ○川村会長代行

ありがとうございます。

事務局から次回の会議予定ということがありましたけども、その他何か皆さんの方から、ご質問ございますか

#### ○石川委員

はい。マイナンバーカードの保険証としての利用で、とてもいいことがたくさんあると思いますけど、悪いこともたくさんあります。

現場として先生方もご苦労なさっているかもしれません、一番問題なのは個人情報の問題です。

例えばクリニックの受付で、マイナンバーカードを使っている方の情報を見てみ

ると、その方の収入、住所もすべて簡単にわかつてしまう。収入の多い人を簡単にピックアップできると思います。

セキュリティの問題は非常に重要な問題ではないかと思うのですが、あまり國の方でも議論されているのは聞いたことないのですが、現場のとしてはこういう考えがあるということをお知りおきください。以上です。

#### ○川村会長代行

貴重なご意見、ありがとうございました。これに関して特に事務局の方から何かありますか。

#### ○山崎主事補

マイナンバーカードを使用することにより、個人情報の漏えいを気にされている市民の方々も結構増えてきています。個人情報漏洩のほか、誤ってその他の人と紐づけられてないかを特に気にされている方が多いです。

誤って紐づけてないかを確認するために、新たに令和6年の9月から本格的に始まった、住基ネットに登録されている本人の情報と鎌ヶ谷市を持っている、国民健康保険に加入されている方の個人情報の突合を行いまして、相違がないかのチェックを行っております。今のところ鎌ヶ谷市では相違があったものはないのですが、相違があった方が確認された時は、直ちに医療機関で薬局の情報や個人の情報を見られないように閲覧を停止するという作業もできるようになっています。

以上です。

#### ○石川委員

はい、ありがとうございます。個人でどうにでもできるようなことは、非常に危険なことだと思います。性善説でいくと、悪いことがいくらでもできると思います。個人でやりたくても悪いことができないような仕組みを考えていただきたいなと思います。ありがとうございました。

#### ○川村会長代行

ありがとうございます。その他、何か大丈夫でしょうか。ないようございましたら、以上で議事につきましてはすべて終了になります。

これにて令和6年度第1回鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。皆さん本当にありがとうございました。

#### 会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和6年12月27日

鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長代行 川村 浩幸